

## 第152回横浜市都市計画審議会の開催について

第152回横浜市都市計画審議会を次のとおり開催します。

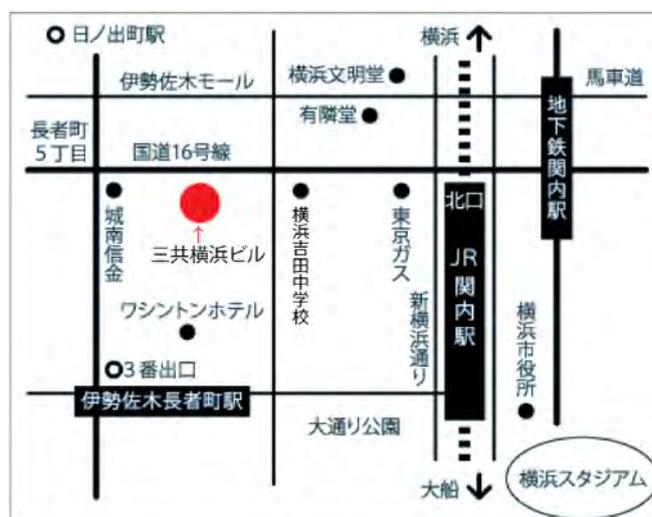
### 1 日時

令和元年11月15日(金) 午後1時開始

### 2 会場

ラジオ日本クリエイト AB会議室  
中区長者町5丁目85番地 三共横浜ビル3階

### 【会場案内図】



### 3 審議案件の概要

都市計画決定及び変更関連

### 4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

### 5 傍聴者の定員

10名

### 6 傍聴の申込方法

当日、午後0時から午後0時30分  
まで会場入口で受け付けします。

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、先着順に傍聴を受け付けします。

### 7 記者席

傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、会場入口の受付でお声かけください。  
なお、会場内の写真撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

### 横浜市都市計画審議会

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 大友 直樹 TEL045-671-2663

# 第152回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和元年11月15日(金)午後1時開始  
場 所 ラジオ日本クリエイト AB会議室

## ■ 審議案件

### 1 都市計画案件

説明 区分	議題 番号	件 名	内 容
No.1	1279	横浜国際港都建設計画 横道 路 の 変 更	<p>【3・3・11号環状3号線】(1279) 【3・3・27号国道1号線】(1280)</p> <p>国道1号線とのネットワーク形成の早期実現を図るため、環状3号線支線2号線をより安全性・走行性が高く、管理型産業廃棄物最終処分場跡地を回避できる線形とするとともに、詳細な設計の結果、確定した擁壁等の形状に合わせて、環状3号線の区域を変更します。</p> <p>また、支線2号線の線形を見直すことに伴い、変更となる接続位置に合わせて、国道1号線の区域を変更します。</p>
	1280	横浜国際港都建設計画 横道 路 の 変 更	
No.2	1281	横浜国際港都建設計画 横道 路 の 変 更	<p>【3・3・26号川崎町田線】</p> <p>終点側(町田市界)において、本市と東京都が線形を見直し、整合を図ることとしたため、本路線の終点の位置及び区域を変更します。</p>
No.3	1282	横浜国際港都建設計画 地 区 計 画 の 変 更	<p>【みなとみらい21中央地区地区計画】</p> <p>本地区では昭和63年に、土地利用コントロールのための基本的な仕組みとして、「みなとみらい21街づくり基本協定」が締結されました。</p> <p>この基本協定を担保するため、平成元年に「みなとみらい21中央地区地区計画」を決定し、その後、10回の変更を行っています。</p> <p>現在、街区開発が概ね8割近くまで進んでおり、MICE、観光・エンターテインメント等の施設の進出が決定し、隣接する北仲通地区においても、新市庁舎をはじめ、文化・商業機能のある複合施設及びホテル等の開発が進んでいることから、就業者及び来街者の増加が見込まれます。</p> <p>こうしたことから、当地区の住民、就業者及び来街者の安心安全な歩行者空間を確保するとともに、地区内の開発を通じて確実に歩行者ネットワークの形成を図るため、地区計画を変更します。</p>

No.4	1283 ～ 1284	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【今宿西町特別緑地保全地区】(1283) 【白根五丁目特別緑地保全地区】(1284)  周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。
	1285	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	【大棚町特別緑地保全地区】  既存の区域に近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。
No.5	1286	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	市街化区域内で適正に管理されている農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区を変更します。
No.6	1287	横浜市都市計画マスタープラン 鶴見区プランの改定	平成25年3月「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」が改定されたことなどを踏まえ、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランを改定します。

■ 報告事項

- 1 特定生産緑地について
- 2 用途地域等の見直しの検討状況について

# 横浜市位置図



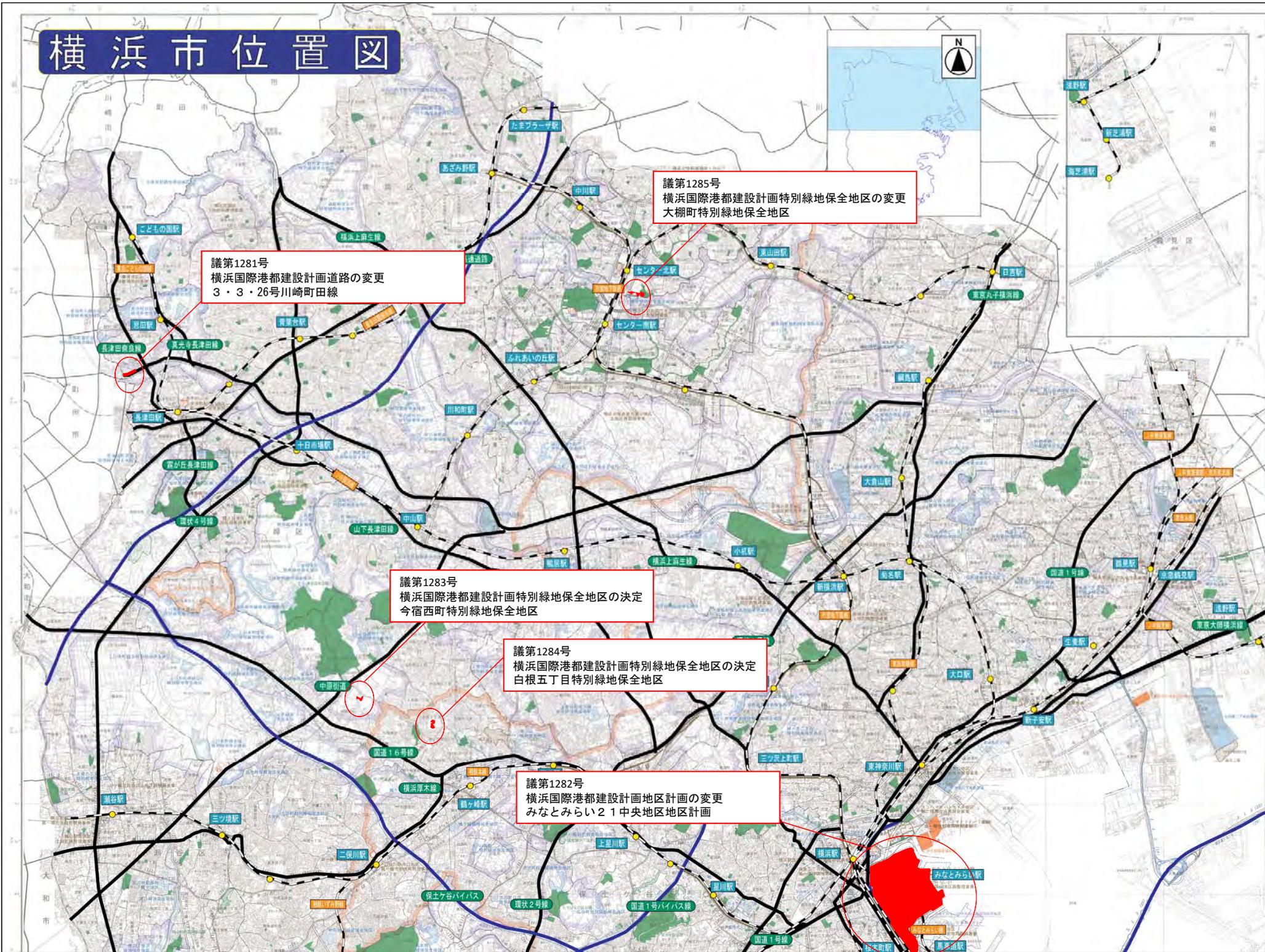
議第1281号  
横浜国際港都建設計画道路の変更  
3・3・26号川崎町田線

議第1285号  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更  
大綱町特別緑地保全地区

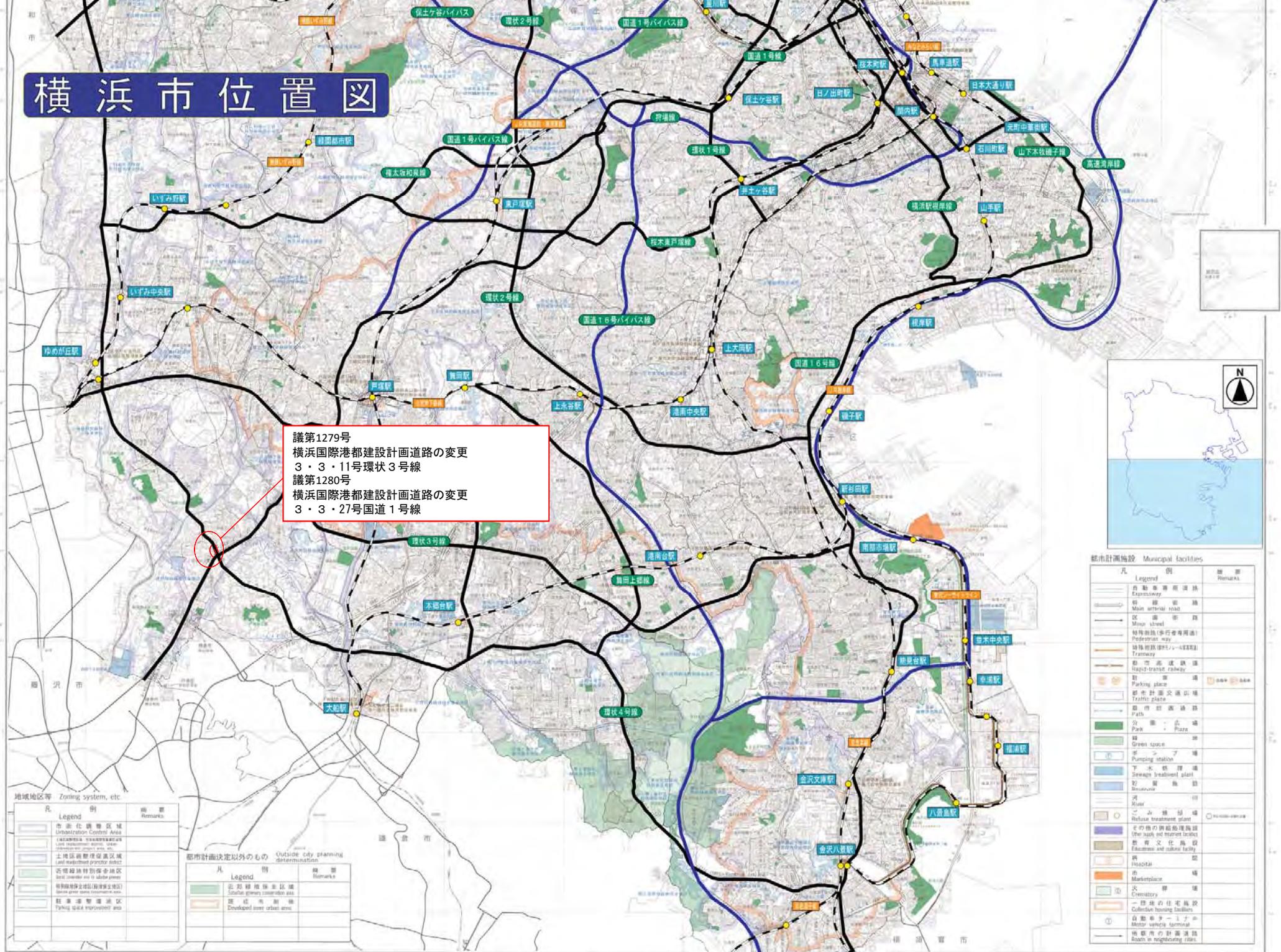
議第1283号  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定  
今宿西町特別緑地保全地区

議第1284号  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定  
白根五丁目特別緑地保全地区

議第1282号  
横浜国際港都建設計画地区計画の変更  
みなとみらい21中央地区地区計画



# 横浜市位置図



議第1279号  
 横浜国際港都建設計画道路の変更  
 3・3・11号環状3号線  
 議第1280号  
 横浜国際港都建設計画道路の変更  
 3・3・27号国道1号線

地域地区等 Zoning system, etc

凡	例	備考
市街化調整区域	Urbanization Control Area	
土地区画整理促進区域	Land Readjustment Promotion District	
公園緑地特別保全地区	Park/Greenery Special Protection Area	
特別緑地保全地区(国指定)	Special Greenery Protection Area (National Designation)	
駐車場整備地区	Parking Area Improvement Area	

都市計画決定以外のもの Outside city planning determination

凡	例	備考
近郊緑地保全区域	Suburban Greenery Conservation Area	
開発地域	Developed Area	

都市計画施設 Municipal facilities

凡	例	備考
自動車専用道路	Expressway	
幹線道路	Main arterial road	
区道	Minor street	
特殊道路(歩行者専用道)	Pedestrian way	
特殊道路(バス専用道)	Tramway	
都市高速道路	Rapid-transit railway	
駐車場	Parking place	
都市計画交通広場	Traffic plaza	
都市計画緑地	Path	
公園・広場	Park・Plaza	
緑地	Green space	
ポンプ場	Pumping station	
下水処理場	Wastewater treatment plant	
貯水施設	Reservoir	
河川	River	
ごみ焼却場	Refuse treatment plant	
その他の計画施設	Other public facilities	
教育文化施設	Education and culture facility	
病院	Hospital	
市場	Marketplace	
火葬場	Crematorium	
一体的な住宅施設	Collective housing facilities	
自動車ターミナル	Motor vehicle terminal	
隣接市の計画道路	Roads in neighboring cities	



## No. 1 道路の変更に関する案件概要

### 議第1279号 横浜国際港都建設計画道路の変更

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・11	環状3号線	磯子区杉田五丁目	都筑区佐江戸町	磯子区洋光台六丁目 港南区港南台六丁目 泉区中田町 瀬谷区二ツ橋町 旭区都岡町 緑区寺山町	約28,280m	地表式	4車線	22m	京急本線と立体交差 JR根岸線と立体交差 JR東海道本線と立体交差 JR横須賀線と立体交差 JR東海道貨物線と立体交差 市営地下鉄1号線と立体交差 相鉄いずみ野線と立体交差 JR東海道新幹線と立体交差 相鉄本線と立体交差 JR横浜線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路横浜鎌倉線と立体交差 幹線街路桂町戸塚遠藤線と立体交差 幹線街路横浜藤沢線と立体交差 幹線街路国道1号線と立体交差 幹線街路鴨居上飯田線と立体交差 幹線街路三ツ境下草柳線と立体交差 幹線街路川崎町田線と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所	路線の幅員22~34m
	なお	支線1号線	戸塚区戸塚町	戸塚区戸塚町		約280m	地表式		13m		
		支線2号線	戸塚区汲沢町	戸塚区汲沢町		約260m	地表式		13m		
		支線3号線	栄区小菅ヶ谷町	栄区小菅ヶ谷町		約260m	地表式		13m		
		支線4号線	栄区小菅ヶ谷町	栄区小菅ヶ谷町		約180m	地表式		13m		

(内容)

3・3・11号環状3号線は、磯子区杉田五丁目を起点とし、都筑区佐江戸町を終点とする延長約28,280メートル、代表幅員22メートル、4車線で、市域の一体化を目的とした環状方向に連絡する幹線街路の一つです。

本路線は、起点である3・3・9号国道16号線青砥坂交差点（磯子区杉田五丁目）から日之出橋交差点（戸塚区戸塚町）までの約9.7キロメートルの区間を既に供用しており、日之出橋交差点から3・3・27号国道1号線（戸塚区汲沢町）までの約1.2キロメートルの区間で、国道1号線へのフルランプ接続を目指し、用地取得及び道路整備を進めています。

この区間の完成により、国道1号線と国道16号線のネットワークを形成し、本市南部地域と湘南方

面の連絡が強化されるとともに、災害時における広域的な避難路及び緊急輸送路としての効果が期待できるため、さらなる整備効果の早期発現を図ることが重要となっています。

事業実施にあたり、現地調査等を行った結果、環状3号線支線2号線の区域に存する管理型産業廃棄物最終処分場跡地（以下、処分場跡地という）において、道路整備による保有水の流出、ガス及び臭気の発生など周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあることが判明したため、現計画の見直しを行うこととしました。

このたび、国道1号線とのネットワーク形成の早期実現を図るため、支線2号線をより安全性・走行性が高く処分場跡地を回避できる線形とするとともに、詳細な設計の結果、確定した擁壁等の形状に合わせて、本路線の区域を変更します。

議第1280号 横浜国際港都建設計画道路の変更

種別	名称		位置			区域	構造				備考		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
幹線街路	3・3・27	国道1号線	鶴見区尻手二丁目 (川崎市界)	戸塚区東俣野町 (藤沢市界)	鶴見区下末吉一丁目 下末吉五丁目 東寺尾中台  神奈川区入江一丁目 桐畑  西区高島一丁目 浜松町  保土ヶ谷区保土ヶ谷町 権太坂二丁目  戸塚区平戸町 柏尾町 戸塚町 原宿町	約29,030m	地表式	4車線	27m	J R南武線と立体交差 J R横須賀線と立体交差3箇所 J R貨物線と立体交差 J R東海道貨物線と立体交差2箇所 J R横浜線と立体交差 J R東海道本線と立体交差2箇所 みなとみらい21線と立体交差 J R根岸線と立体交差 J R京浜東北線と立体交差 京急本線と立体交差2箇所 市営地下鉄3号線と立体交差 市営地下鉄1号線と立体交差 自動車専用道路と立体交差5箇所 自動車専用道路三ツ沢線と平面交差 自動車専用道路国道1号バイパス線と平面交差 幹線街路鶴見師岡線と立体交差 幹線街路横浜上麻生線と立体交差 幹線街路みなとみらい1号線と立体交差 幹線街路高島本牧線と立体交差 幹線街路山下長津田線と立体交差 幹線街路環状1号線と立体交差 幹線街路権太坂和泉線と立体交差 幹線街路環状2号線と立体交差 幹線街路横浜伊勢原線と立体交差 幹線街路桂町戸塚遠藤線と立体交差 幹線街路柏尾戸塚線と立体交差 幹線街路環状3号線と立体交差 幹線街路環状4号線と立体交差 幹線街路由比ヶ浜関谷線と立体交差 幹線街路戸塚茅ヶ崎線と立体交差 幹線街路と平面交差21箇所	路線の幅員15~55m		
						車線の内訳						4車線	約18,330m
												6車線	約10,700m
その他			なお、西区高島町二丁目地内に地表において約12,800㎡の横浜駅東口駅前広場、地下1階において約10,000㎡の横浜駅東口第二駅前広場、地下1階第二駅前広場に連絡するための幅員15m、延長約440mの道路を設ける。 なお、保土ヶ谷区岩井町地内に約2,500㎡の駅前広場を設ける。										

(内容)

3・3・27号国道1号線は、鶴見区尻手二丁目(川崎市界)を起点とし、戸塚区東俣野町(藤沢市界)を終点とする延長約29,030メートル、代表幅員27メートル、4車線の放射状の幹線街路です。

このたび、3・3・11号環状3号線支線2号線を、より安全性・走行性が高い線形に見直すことに伴い、変更となる接続位置に合わせて、本路線の区域を変更します。

## No. 2 道路の変更に関する案件概要

### 議第1281号 横浜国際港都建設計画道路の変更

種別	名称		位置			区域	構造				備考			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造				
幹線街路	3 ・ 3 ・ 26	川崎町田線	鶴見区 矢向四丁目 (川崎市界)	青葉区 恩田町 (町田市界)	鶴見区 駒岡四丁目  港北区 新羽町  都筑区 池辺町  緑区 小山町  青葉区 田奈町	約 20,050 m	地表式	4車線	22m	J R 横須賀線と立体交差 J R 貨物線と立体交差 J R 東海道新幹線と立体交差 東急東横線と立体交差 市営地下鉄 3 号線と立体交差 市営地下鉄 4 号線と立体交差 東急田園都市線と立体交差 横浜高速鉄道こどもの国線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 3 箇所 幹線街路新横浜元石川線と立体交差 幹線街路国道 246 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 19 箇所	路線の幅員 11m ～ 33m			
	車線の数の内訳											2車線	約 5,190m	
												4車線	約 14,860m	
	なお、 支線 1 号線 支線 2 号線		都筑区 佐江戸町	都筑区 佐江戸町		約 210m	地表式		10m					
			都筑区 佐江戸町	都筑区 佐江戸町		約 450m	地表式		10m					

(内容)

3・3・26号川崎町田線は、鶴見区矢向四丁目（川崎市界）を起点とし、青葉区恩田町（町田市

界)を終点とする延長約20,040メートル、代表幅員22メートル(路線の幅員11~33メートル)、4車線(一部2車線)の都市計画道路です。

終点側(町田市界)については、町田都市計画道路3・4・6号成瀬長津田線と線形が不整合となっていたことから、これまで解消に向けた協議を進めてきました。

この度、関係機関との協議等が整ったことから、本市と東京都が線形を見直し、整合を図ることとしたため、本路線の終点の位置及び区域を変更します。

### No. 3 地区計画の変更に関する案件概要

#### 議第 1282 号 横浜国際港都建設計画地区計画の変更

##### みなとみらい21中央地区地区計画の変更概要

名称	みなとみらい21中央地区地区計画	
位置	新 (変更後)	西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区内田町及び桜木町地内
	旧 (変更前)	西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区内田町及び桜木町
面積	約 115.7ha	

			新 (変更後)	旧 (変更前)	
区域の整備、開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針		4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画 (1) (略) (2) 地域冷暖房の導入に配慮した建築計画とする。  (3) (略)	4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画 (1) (略) (2) 地域冷暖房及び真空集じんシステムの導入に配慮した建築計画とする。  (3) (略)	
	地区整備計画	地区施設及び規模	主として歩行の用に供する青空・非青空の空地	幅員 15m以上	延長 約 1,940m
幅員 12m以上			延長 約 120m	延長 約 120m	
幅員 8 m以上			延長 約 1,550m	延長 約 1,550m	
幅員 6 m以上			延長 約 1,730m	延長 約 610m	
幅員 4 m以上			延長 約 2,650m	延長 約 2,620m	

#### 【関係法令の改正に伴う所要の改正】

建築基準法施行令の一部改正により引用条項の条ずれが生じたため、「建築物等の用途の制限」において当該条文を引用している部分を改正します。

			新 (変更後)	旧 (変更前)
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	…その他これに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の5で定めるもの	…その他これに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9の3で定めるもの

(内容)

みなとみらい21地区は、中央地区、横浜東口地区及び新港地区の3地区に分け街づくりを進めており、このうち、みなとみらい21中央地区では昭和63年に地権者間において、街づくりの目標や土地利用方針、建築物等の整備基準及び歩行者空間のネットワークなど、街づくりについてのルールを定め、その基本的な考え方を共有しながら、調和のとれた街づくりを進めることを目的に「みなとみらい21街づくり基本協定」が締結されました。

この基本協定に基づく自主的なルールによる街づくりを法制度的にも確かなものとするため、平成元年に「みなとみらい21中央地区地区計画」が定められ、その後、街づくりの進捗にあわせて、区域の拡大や歩行者ネットワークの変更など計10回の変更を行っています。

当地区の都市的空間の特徴の一つは、「歩行者ネットワーク」であり、歩車分離の概念の思想が当地区の計画の基調となっています。この歩行者空間は、街区の中央を貫通させることで、商業、文化、サービスなど、人が集まる施設を立地しやすくさせ、歩行者にとって歩きやすく心地よい空間を創り出す目的があります。

現在、街区開発が概ね8割近くまで進み、地区内にMICE、観光・エンターテイメント等の施設の進出が決定したことや地区に隣接する北仲通地区においても、新市庁舎をはじめ、文化・商業機能のある複合施設及びホテル等の開発が進んでいることから、当地区での就業者及び来街者の増加が見込まれます。

こうしたことから、当地区の住民、就業者及び来街者の安心安全な歩行者空間を確保するとともに、地区内の開発を通じて確実に歩行者ネットワークの形成を図り、また、これに併せて所要の改正等を行うため、地区計画を変更します。

#### No. 4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

##### 議第1283号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
今宿西町特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

今宿西町特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約 2.2 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図るとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

##### 議第1284号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
白根五丁目特別緑地保全地区	約 1.7ha	

(内容)

白根五丁目特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約 1.2 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1285号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	大柵町特別緑地保全地区	約 0.9ha	
旧	大柵町特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

大柵町特別緑地保全地区は、都筑区中央部、市営地下鉄3号線センター北駅から南へ約400メートルに位置する市街化調整区域に残された風致景観に優れた貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしていません。

また、「横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン」において、早淵川沿いの斜面緑地について、特別緑地保全地区の指定等による良好な樹林地の保全・整備・活用に取り組むとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

## No. 5 生産緑地地区の変更に関する案件概要

### 議第 1286 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	旧	増減
面積	約 280.5ha	約 284.9ha	△約 4.4ha
箇所数	1,617	1,634	△17

(△は減少を表す)

#### 【今回の変更内容】

	指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追加	第7回線引き（区域区分）全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
拡大	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
廃止 縮小	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	33	△5.15
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0.28

#### (内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は1,617箇所、面積は約280.5haとなります。

## No. 6 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定に関する案件概要

---

### 議第 1287 号 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定

(内容)

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。横浜市都市計画マスタープランでは、「全体構想」と「地域別構想」を位置付けており、「地域別構想」として「区プラン」及び「地区プラン」を設けています。

「全体構想」は、市域全体の基本的な方向を示すもので、平成 12 年 1 月に策定し、平成 25 年 3 月に改定しました。一方、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランは、平成 14 年 5 月に策定されました。

「全体構想」の改定及び現行の鶴見区プラン策定から 15 年以上が経過したことに加え、社会経済の変化やまちづくりの進展も踏まえ、今回、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランを改定します。

## 報告事項 1 特定生産緑地に関する案件概要

---

特定生産緑地は、生産緑地指定から 30 年経過が近づいた農地について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取申出可能な始期を 10 年間延長することができる制度です。

本市では、生産緑地指定から 30 年が経過する約 1,200 箇所の生産緑地地区（平成 4 年指定）を来年度より 3 か年かけて令和 4 年までに特定生産緑地として指定していくこととしています。

今回は、特定生産緑地の制度の概要、今後のスケジュール等について報告します。

## 報告事項 2 用途地域等の見直しの検討状況に関する案件概要

---

本市の用途地域については、平成8年に全市見直しを行って以来、20年以上が経過し、市内の人口変動・高齢化、企業活動の変化、土地利用転換の進行、鉄道等の整備による広域的な都市構造の変化など、都市環境は大きく様変わりしており、これに伴い土地利用上の様々な課題が生じています。

平成29年度には、市街化区域と市街化調整区域を区分する第7回線引き全市見直しを実施しましたが、市街化区域においてはまだ様々な土地利用上の課題があり、横浜型のコンパクトな市街地形成など、目指すべき都市像を実現するための施策の一つとして、用途地域の全市的な見直しについて検討を進めていく必要があります。

そこで、平成29年度より、社会状況の変化を踏まえた喫緊の課題や、将来を見据えた課題に対する土地利用誘導についての論点整理等を行い、都市計画基礎調査の結果等を活用した分析も踏まえ、用途地域等の見直しについての検討を進めています。

今回、現在の検討状況と今後の進め方についてご報告します。

# 横浜市都市計画審議会委員名簿

令和元年11月15日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学大学院教授	環境デザイン
	岩田 利枝	東海大学工学部教授	建築環境
	橋本 美芽	首都大学東京大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	平本 光男	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	杉原 光昭	神奈川県弁護士会	法律
	山野井 正郎	社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	大森 義則	一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	建築
横浜市議会	横山 正人	横浜市会議長	市議
	谷田部 孝一	横浜市会副議長	市議
	山下 正人	政策・総務・財政委員会委員長	市議
	望月 高德	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
	小松 範昭	市民・文化観光・消防委員会委員長	市議
	安西 英俊	こども青少年・教育委員会委員長	市議
	有村 俊彦	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	中島 光徳	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	市議
	鈴木 太郎	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	山本 たかし	水道・交通委員会委員長	市議
住横浜市民の	網代 宗四郎	自治会・町内会長	市民
	高橋 茂雄	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	川久保 珪子	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
臨時	坂ノ上 圭佑	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	